

ふるさと納税備後圏域共通返礼品取扱事業者募集要項

1 目的

福山市、三原市、尾道市、府中市、竹原市、世羅町、神石高原町、笠岡市及び井原市（以下「備後圏域」という。）に対して寄附（ふるさと納税）を行っていただいた方へ感謝の意を表するとともに、寄附者が「ふるさと納税」を契機として備後圏域の魅力に触れることにより、備後圏域を応援したくなるような「備後圏域ならではの」返礼品を提供するため、返礼品となる商品又はサービスを提供する法人、団体又は個人事業者（以下、「取扱事業者」という。）を募集します。

2 募集条件

(1) 取扱事業者について

次の要件に全て適合すること。

ア 法令を遵守した生産、製造、販売又はサービスの提供を行っていること。

イ 返礼品について、適正な品質管理等に努め、事業者の責任において提供できること。

ウ 本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場、畑等の生産拠点のいずれかが備後圏域内にある法人、団体又は個人事業者であること。

エ 返礼品の受発注及び納品の管理等のため、電話等の通信手段やインターネットに接続できる環境を有すること。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。

カ 返礼品を用意するため、下請契約その他の契約を締結するにあたり、上記オに該当することを知らず相手方と契約を締結していないこと。

キ 市町村民税等の滞納がないこと。

ク 返礼品の提供及び発送等について、備後圏域各市町（最大9市町）と契約を行えること。

ケ 梱包作業を含め、寄附者への返礼品発送作業が行えること。

コ 返礼品の安定的供給を確保するため、過去に提案内容と同一又は類似の物品を複数回発送した実績があること。

(2) 返礼品について

次の要件を全て満たすこと。

ア 備後圏域内3市町以上に関係して生産・加工された「商品」又は「サービス」であること。

イ 備後圏域の魅力やイメージ向上、PR及び産業振興に寄与するもの。

ウ 以下各①～⑤のいずれかのジャンルに当てはまるものであること。

① 生鮮食品

② 加工食品

③ 飲料品

④ ①～③を除く物品

⑤ 備後圏域内で提供される役務

エ 品質及び数量ともに安定した供給が見込めるもの。ただし、季節限定、期間限定又は数量限定

- で供給可能なものとして市町が認めるものは、この限りでない。
- オ 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがないもの。
- カ 特定の宗教・宗派、思想・信条等にかかわるものではないこと。
- キ 備後圏域の公共性、中立性及び品位を損なうおそれがないもの。
- ク 総務大臣が定める返礼品等の基準（平成31年総務省告示第179号）に該当するもの。
- ケ 平成31年4月1日付総務省告示第179号第5条に規定される総務大臣が定める基準（以下、「地場産品基準」という。）や、同日付総務省市町村税課長文書第17号「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」及び同日付総務省市町村税課事務連絡「ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ&Aについて」に適合するものであること。
- コ 自ら生産したもの以外の場合は、ふるさと納税の備後圏域共通の返礼品とすることについて生産者の同意を得ていること。
- サ キャラクター等を使用する場合等、取扱事業者以外の第三者が著作権等の権利を有する場合には、権利者の許諾を得ていること。
- シ 備後圏域が求める場合に、提案価格の妥当性を示す資料等、必要な情報を提出できること。

（3）寄附金額の設定

寄附金額は、総務省の基準に基づき備後圏域が決定します。

3 募集スケジュール

提案募集開始	2024年（令和6年）5月13日（月）
提案受付期限	2024年（令和6年）6月14日（金）
結果通知	2024年（令和6年）7月上旬（予定）

4 提案受付

（1）返礼品及び取扱事業者の調整

ア 1事業者あたりの応募品目は3点までとします。同種類（デザイン違い、色違い、サイズ違い等）は同一のものとして取り扱います。最終的に登録する返礼品の数は、参加事業者の状況や提案内容を踏まえて制限を行う場合があります。

イ 複数の取扱事業者から同一内容又は類似の提案があった際には、提案内容を比較考量の上、より本件募集の趣旨に合致した提案を採用させていただく場合があります。

（2）提出書類

ア ふるさと納税備後圏域共通返礼品事業参加申出書兼提案書（様式1）

イ 各市町での税の未納がないことの証明書（完納証明書）

税を納付している全ての備後圏域の完納証明書を提出してください。また、個人事業者は、個人代表者の完納証明書を提出してください。

備後圏域に納税義務がない場合（本店、支店又は営業所等が備後圏域内にない場合等）は、備後圏域に納付すべき市町村民税がない旨の申立書（様式2）を提出してください。

（3）提出方法、提出先アドレス

電子メールにファイル（ファイル形式は、Microsoft Wordとしてください。）を添付し提出してください。

※提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

※メール送信の際は、件名に「ふるさと納税備後圏域共通返礼品事業参加申出」と記したうえで送信してください。

提出先メールアドレス：bara-kifu@city.fukuyama.hiroshima.jp

5 お問い合わせ先

福山市市長公室情報発信課（都市ブランド担当）

〒720-8501 福山市東桜町3-5

電話 084-928-1135 FAX 084-931-2056

E-mail：bara-kifu@city.fukuyama.hiroshima.jp

6 返礼品及び取扱事業者の決定

- (1) 取扱事業者からの提案について、ふるさと納税備後圏域共通返礼品選定委員会（福山市、三原市、尾道市、府中市、竹原市、世羅町、神石高原町、笠岡市及び井原市）（以下「選定委員会」という。）が、別紙評価項目により評価を行い、基準点を満たしたものを返礼品の登録候補とし、その結果を踏まえて各市町の首長が決定します。なお、基準点は総合得点の6割とします。
- (2) 決定した内容については、速やかに取扱事業者に通知します。

7 留意事項

- (1) 応募された返礼品の内容等について、事前にヒアリングや調整をする場合があります。
- (2) 取扱事業者は、返礼品の品質等に関して寄附者から苦情があった場合は、真摯に対応して解決に努めるものとし、苦情内容について備後圏域に報告するものとします。また、品質等による保証やクレーム対応について、備後圏域では一切責任を負いません。
- (3) 返礼品の掲載は、選定委員会での評価が高いものから順次実施します。

8 附則

この要項は、2024年（令和6年）4月25日から施行します。